

証券監視委の市場監視と 市場規律強化に向けた活動状況 ～近時の虚偽記載事例を中心に～

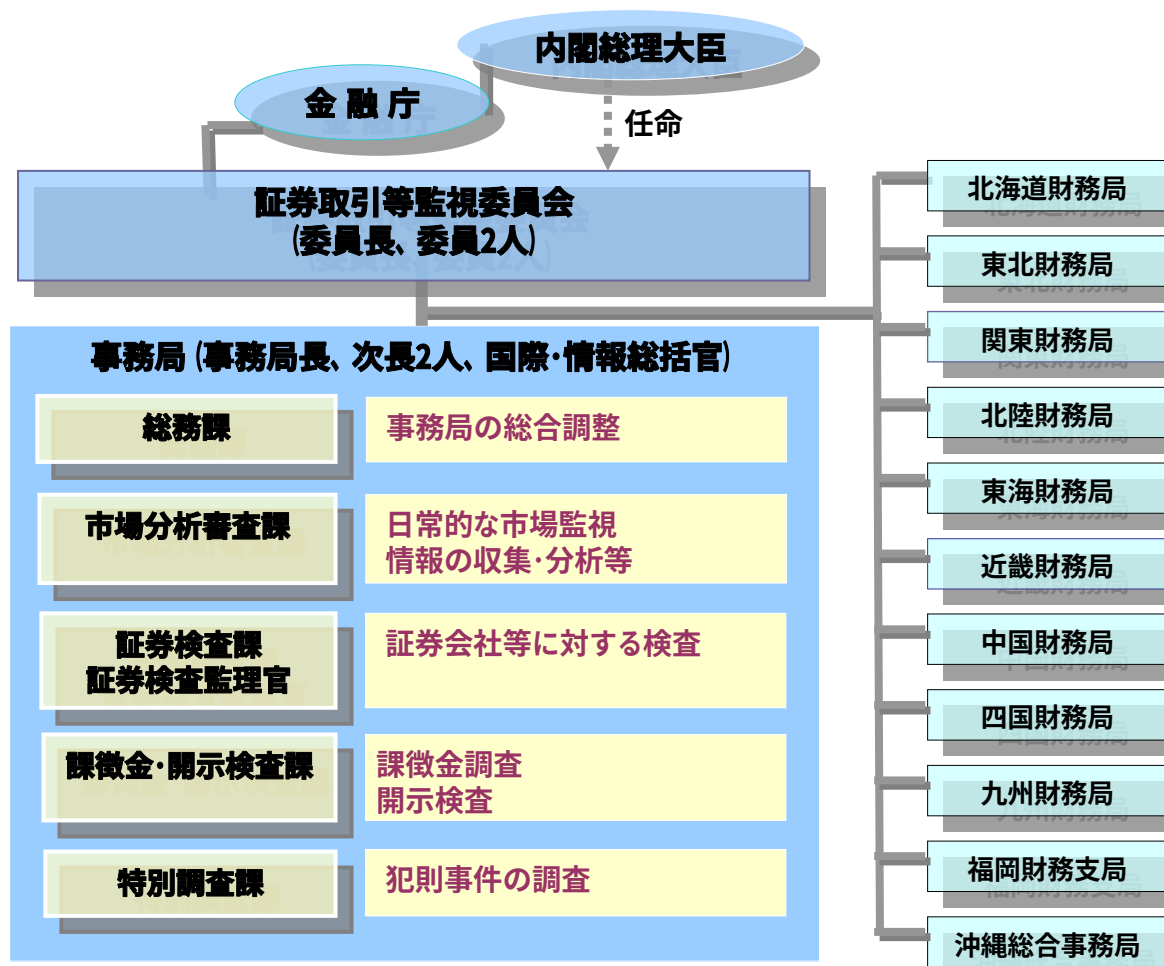
**証券取引等監視委員会
総務課長 寺田 達史**

目次

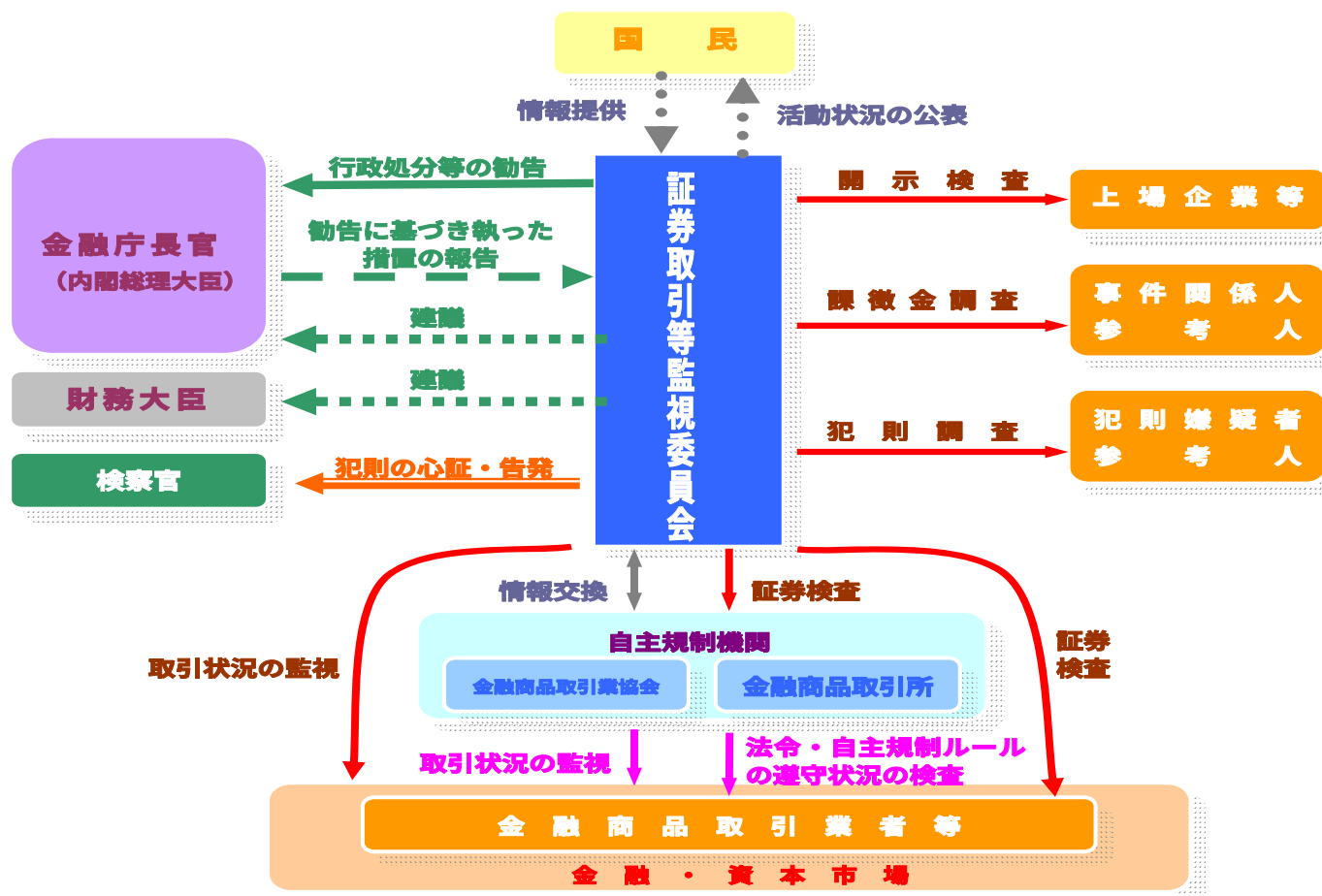
- I . 証券取引等監視委員会の活動状況**
- II . 近時の虚偽記載の状況と不公正ファイナンス
事案の告発について**
- III . 虚偽記載の類型**
- IV . 最近の粉飾の手口**
- V . 虚偽記載 (粉飾) の未然防止に向けて**

I. 証券取引等監視委員会の活動状況

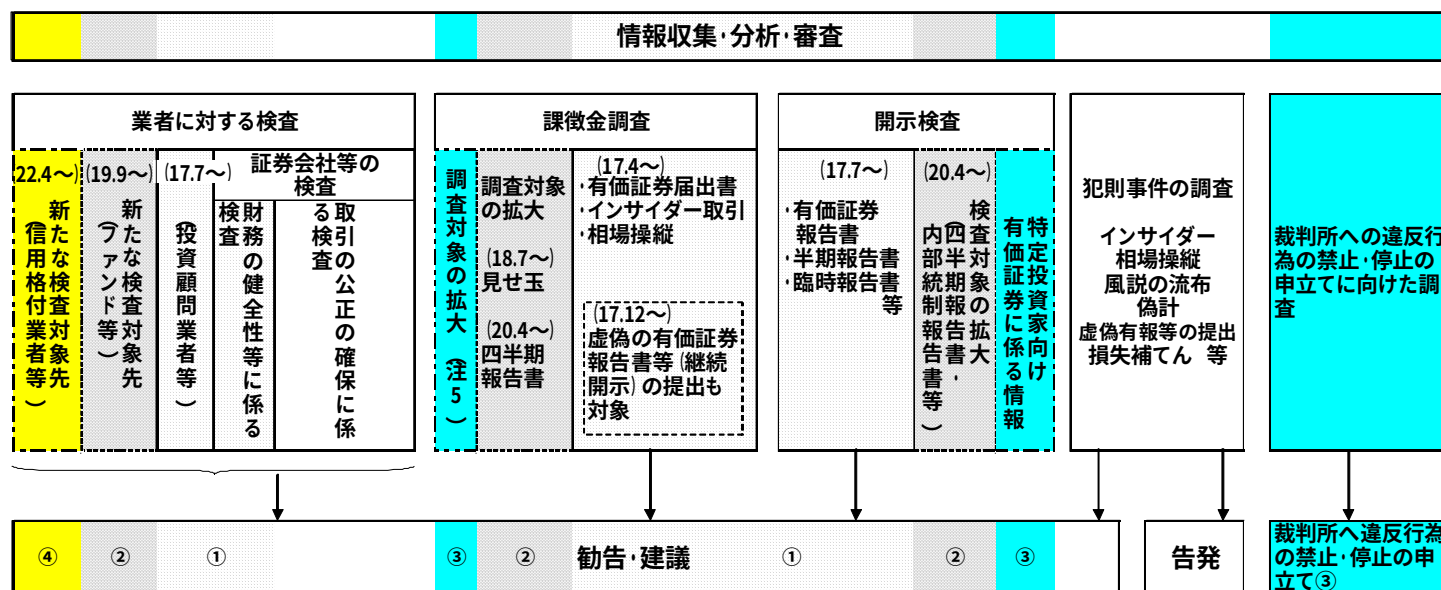
証券監視委の組織



証券監視委の活動概要



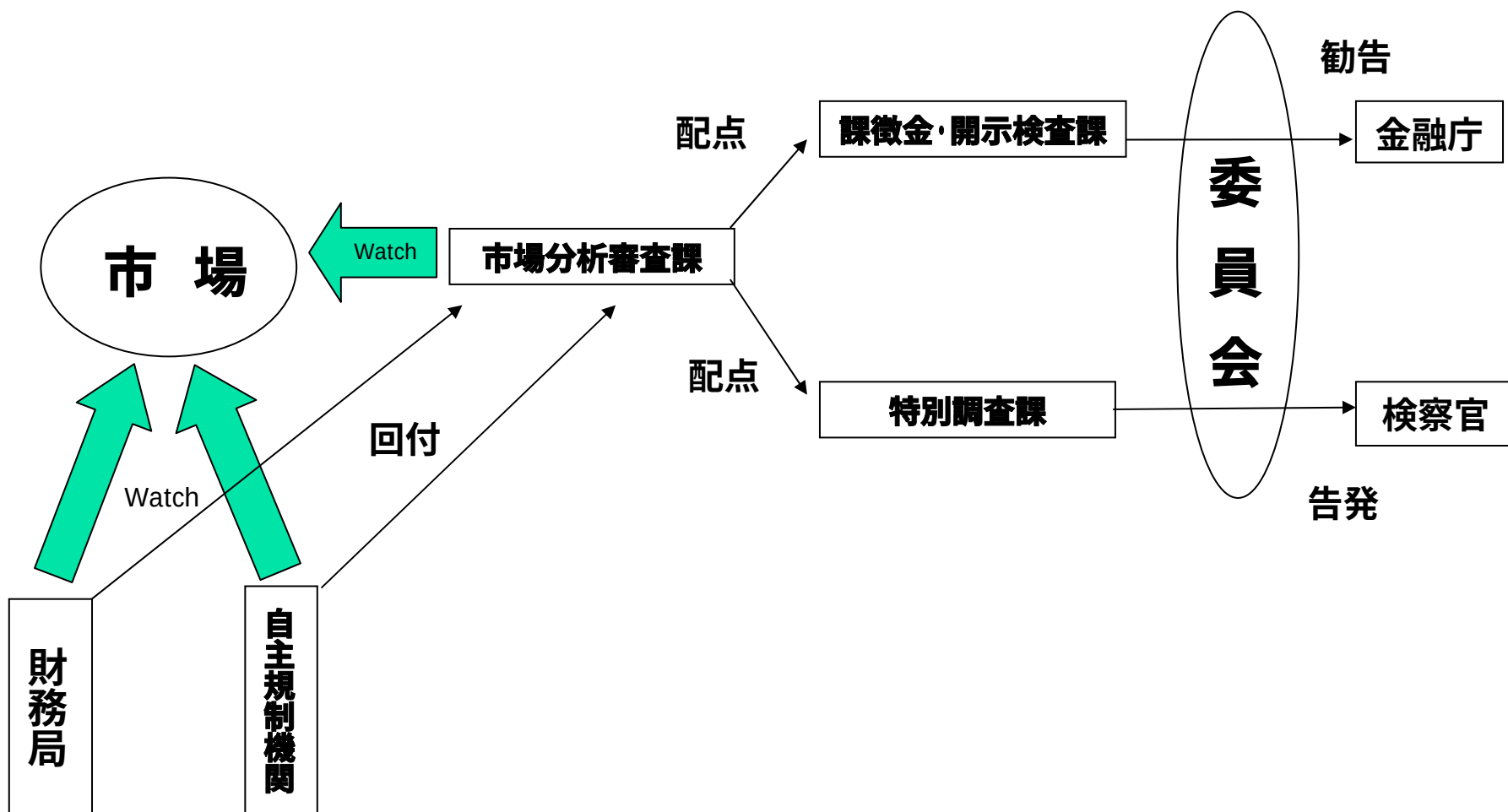
証券監視委の機能強化



※ 証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法(SPC法)、投信法、社債株式振替法、犯罪収益移転防止法に基づき、権限を行使。

- (注1) ① 部分が「証券取引法等の一部を改正する法律」の成立(平成16年6月2日)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注2) ② 部分が「金融商品取引法」の施行(平成19年9月30日)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注3) ③ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年改正)」の施行(平成20年12月12日)に伴い検査・調査等の対象となった部分。
- (注4) ④ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年改正)」の施行(平成22年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注5) 調査対象の拡大の内容については、以下のとおり。
- ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
 - ・相場操縦のうち仮装売買・馴合売買・安定操作取引。
 - ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。
 - ・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

市場監視の業務フロー



情報の受付状況の推移

年度		17	18	19	20	21	22
区分							
1. 受付件数		7,526	6,485	5,841	6,412 (1,752)	7,118	6,927
	・ 電話	1,022	702	766	1,253 (406)	1,917	2,219
	・ 来訪	73	50	58	67 (15)	60	45
	・ 文書	377	443	381	384 (93)	380	393
	・ インターネット	5,815	5,011	4,193	3,847 (974)	4,293	4,040
	・ 財務局等から回付	239	279	443	861 (264)	468	230
2. 情報の内訳							
	・ 個別銘柄	5,390	5,021	4,612		3,889	3,640
	・ 発行体				4,789 (1,224)	835	597
	・ 金融商品取引業者の営業姿勢等	1,296	1,077	847	1,038 (288)	1,349	1,142
	・ その他(意見・問い合わせ等)	840	387	382	585 (240)	1,045	1,548

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

II. 近時の虚偽記載の状況と 不公正ファイナンス事案の告発について

課徴金勧告・告発の状況

区 分 \ 年 度	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
課徴金納付命令勧告	9	14	31	32 (15)	53	45
開示書類の虚偽記載等事案	0	5	10	12 (5)	10	19
相場操縦事案	0	0	0	2 (1)	5	6
インサイダー取引事案	9	9	21	18 (9)	38	20
告 発	11	13	10	13 (4)	17	8
開示書類の虚偽記載等事案	4	1	2	4 (2)	4	2
風説の流布・偽計	1	0	2	2 (0)	3	1
相場操縦事案	1	3	4	0 (0)	3	1
インサイダー取引事案	5	9	2	7 (2)	7	4

(注1) 20年度までは「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度からは「会計年度ベース」4月～翌年3月。

(注2) 20年度 () 内は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数。

課徴金納付命令対象となった開示企業

(虚偽記載、上場市場別分類)

年度	18	19	20	21	22	計
東 証	1	5	3	4	12	25
1 部	1	4	2	2	4	13
2 部	0	1	0	0	1	2
マザーズ	0	0	1	2	7	10
大 証	3	4	8	4	5	24
1 部	1	1	2	0	2	6
2 部	0	0	2	1	0	3
ジャスダック	2	3	4	3	3	15
(うち旧ヘラクレス)	(0)	(3)	(1)	(2)	(0)	(6)
名 証 1 部	1	0	1	1	0	3
札 証	0	0	2	0	0	2
福 証	0	0	2	0	0	2
合計	5	9	16	9	17	56
年度別勧告件数	3	8	11	9	18	49

- (注) 1. 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。
2. 重複上場については、それぞれの市場に計上しているため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。
3. 年度別勧告件数については、個人に対する勧告を含む。

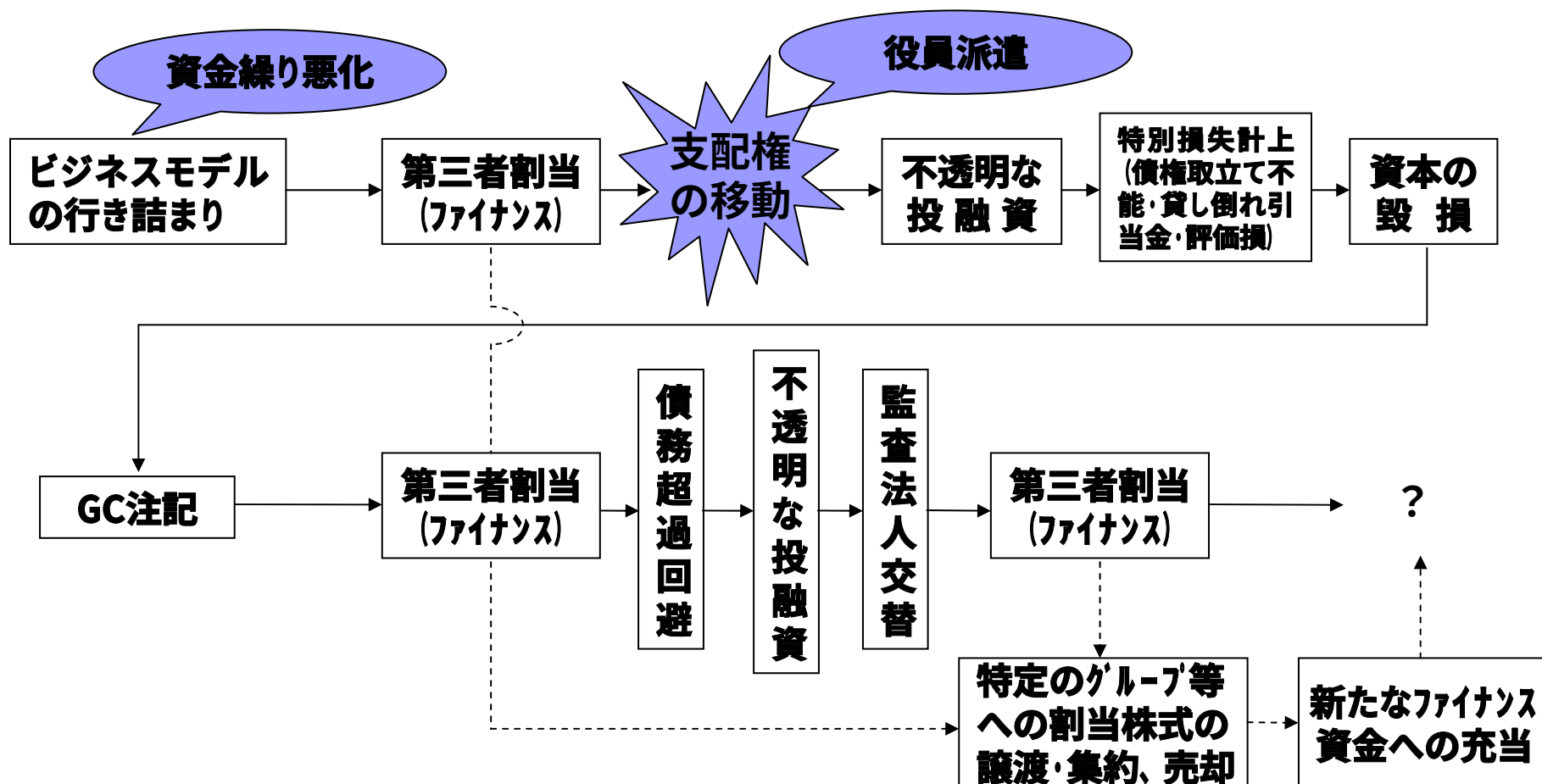
不公正ファイナンス

- 金商法上の不公正取引：インサイダー、株価操縦、風説の流布等いずれも流通市場での犯罪
- しかし、単なる流通市場での問題にとどまらない不公正取引の増大
- 発行市場での不適切なファイナンス (第三者割当増資、MSCB等) に起因する流通市場での不公正取引

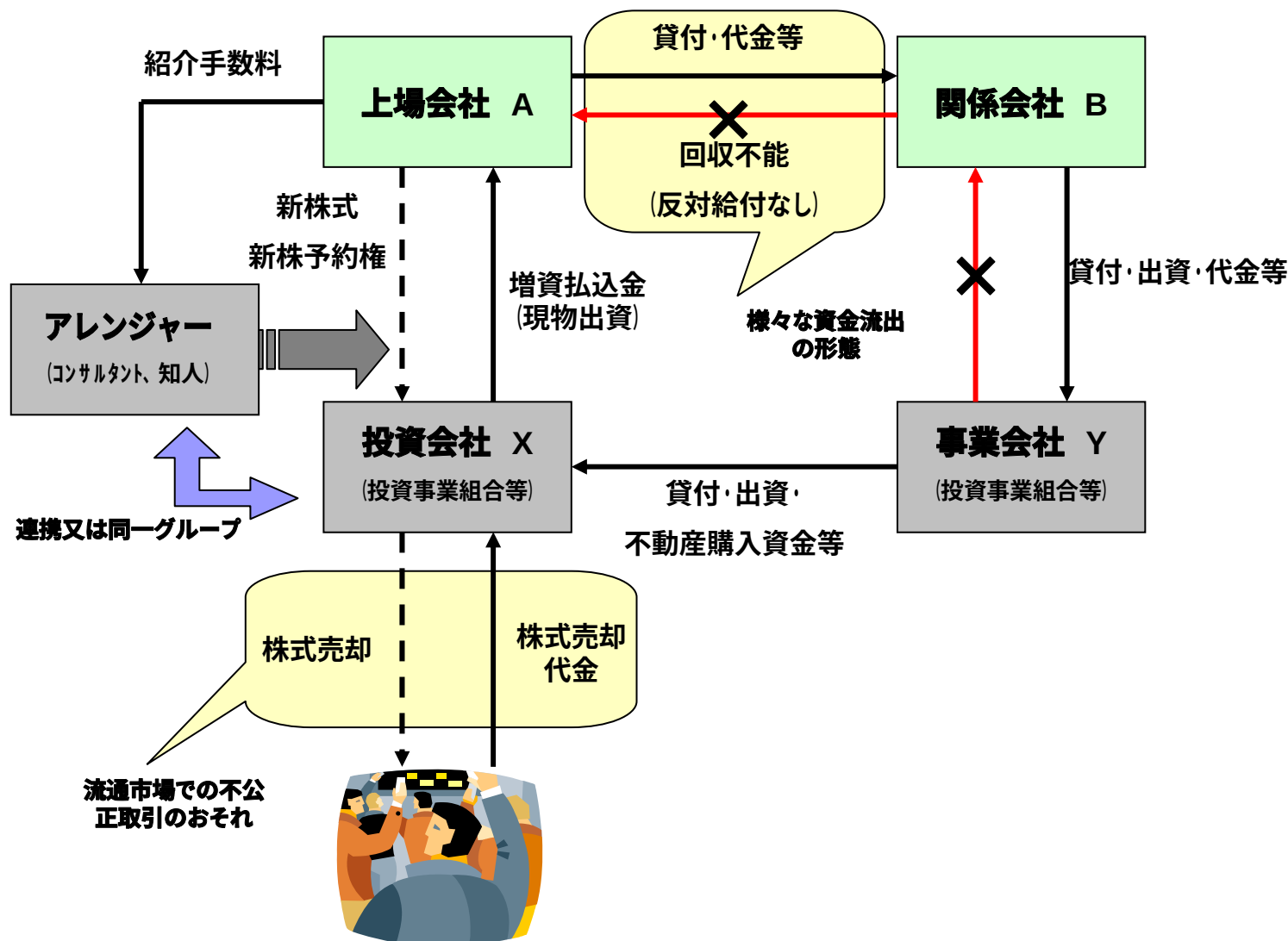
「箱」企業によるファイナンス

- 新興市場への上場
- 経営不振、資金繰り困難（銀行の融資困難）
- 第三者割当増資等ファイナンスの反復
- 海外の正体不明のファンド等への割当
- 支配権の再三の移動
- 証券市場から資金調達するためだけの「箱」企業化
- 調達した資金は社外へ流出（投融資実施後焦げ付き、特別損失計上）

上場企業の「箱企業」化への道



不公正ファイナンスを利用したキャッシュフロー概念図



III. 虚偽記載の類型

虚偽記載の類型

売上高
売上原価

資産の
不正計上

負債の
オフバランス

営業外損益
特別損失

販売費及び
一般管理費

連結の範囲

(架空増資)

1 売上高の虚偽記載①

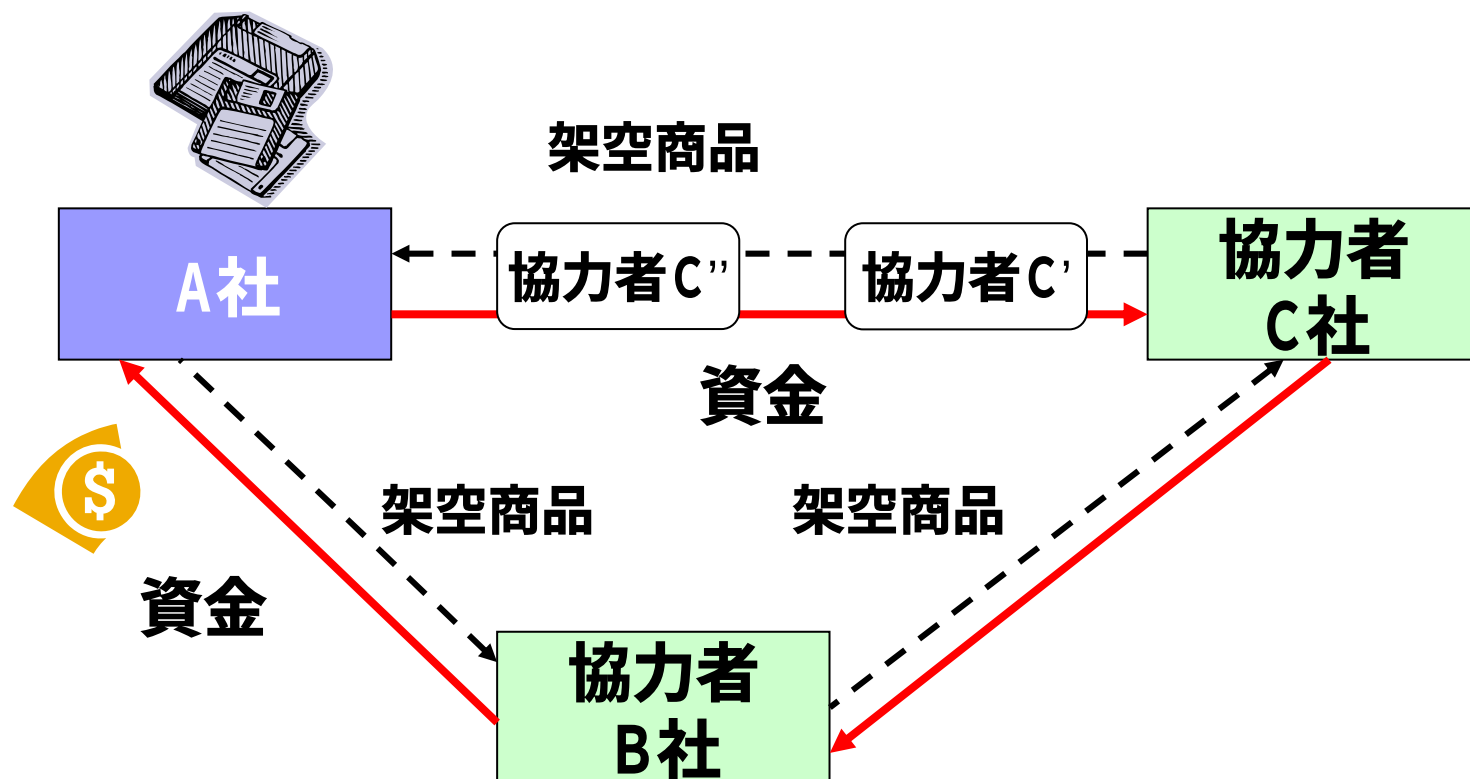
契約書・証憑類の改竄・偽造のほか、覚書が隠蔽される場合もある。

単純に売上高と売掛金を水増しする粉飾では、架空売掛金は損失処理するか、回収偽装するか、他勘定に振替えるか、といった処理をしなければ、いつまでも残留し、粉飾を繰り返すごとに累積する。

- 売上高の前倒し計上
- 売上高の過大・水増し計上
- 架空売上
- 架空循環売上

1 売上高の虚偽記載②

架空循環取引の例



2 売上原価・販売費及び一般管理費の虚偽記載

売上原価

- 売上原価の過小計上
- 売上原価の繰延
- (棚卸資産の過大計上)

・販売費及び一般管理費

- 販売費及び一般管理費の過小計上
- 貸倒引当金の過小計上

3 営業外利益・特別利益の虚偽記載

有価証券売却益の過大計上

- 時価のある有価証券の過大計上として、議事録や契約書の日付を改竄したケースがある
- 売却先が連結除外の実質子会社であるなど、連結範囲の検証が必要なケースがある

4 特別損失・税効果の虚偽記載

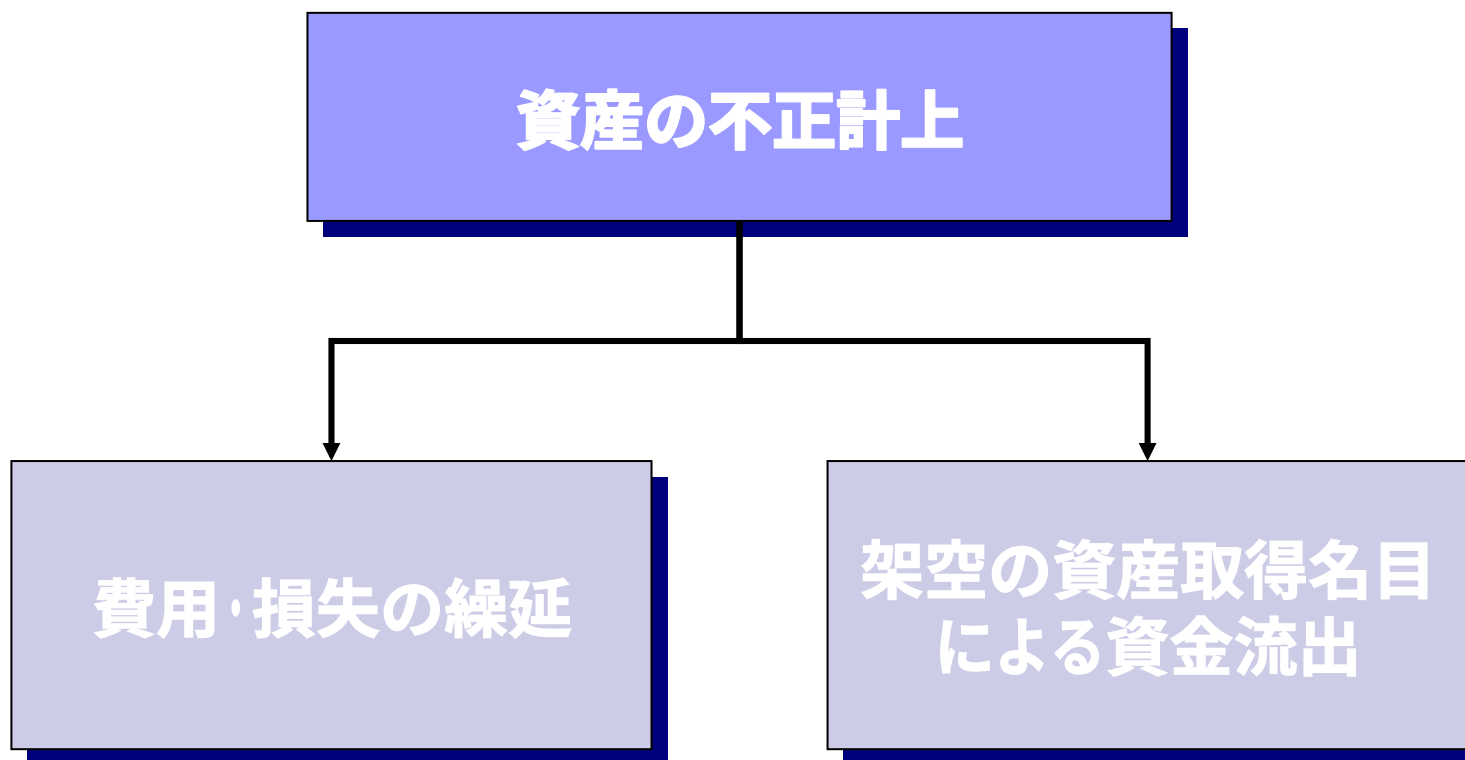
特別損失

- 減損損失の過小計上
- 貸倒損失の過少計上
- 不適正会計処理損失

法人税等調整額

- 繰延税金資産の
過大計上

5 資産の不正計上による虚偽記載①



5 資産の不正計上による虚偽記載②

ソフトウェア・のれんの過大計上

- 無形資産であるため外部からはその実態が判断しにくく、その価値を測定評価することが困難であることもあり、不正な会計処理に利用されやすい
- 売上債権の回収偽装を行なう資金として循環させる目的で資金支出したものをソフトウェアなどの名目として架空に資産を計上する事例が見られる

6 負債の過小計上による虚偽記載

伝統的には、損失とばし及び簿外負債による粉飾であるが、近年では、本来、資金調達であるもの（金融取引）を不正に収益計上（売却取引）する事例、不正な資金流出隠しによる赤残処理も見られる

前受金の
過小計上

連結外の実質
子会社の資金調達
の収益計上

営業未払金の赤残
による資金支出

7 連結外しによる虚偽記載

匿名組合

緊密者・
同意する者による
出資

特別目的会社

ベンチャー
キャピタル条項

債務保証・
保証類似
行為

資産流動化スキーム

投資ファンド

不正な利益計上
不正な資金流出先

IV. 最近の粉飾の手口

最近の粉飾事例 一業種別の主な手口

(平成22年1月～12月に、課徴金勧告または刑事告発が行われた主な事例)

業種		勧告・告発日	上場市場	主な粉飾の手口
情報・通信業	ソフトウェア開発	H22.6.18	東マ	貸倒引当金の過少計上
	指紋認証装置・ソフトの開発及び販売	H22.11.19	東マ	棚卸資産の架空計上
	臨床試験支援業務	H22.12.10	東マ	売上の前倒し計上
	携帯端末用入力システムの開発	H22.12.10	東マ	架空売上の計上、ソフトウェアの架空計上
卸売業	中小企業向けHP作成、金融事業	H22.1.29	JQ	売上の過大計上、貸倒引当金の過少計上
	ソフトウェア開発・販売・コンサル	H22.3.2 H22.3.19	東2	架空売上の計上
	サーバー保守・管理・障害対応	H22.3.12	大へ	貸倒引当金の過少計上
	外食向けシステム開発	H22.10.8	JQ	売上の前倒し計上、投資有価証券の過大計上
サービス業	外食向け人材支援、経営コンサル	H22.4.13	東マ	売上の過大計上
	シニア向け市場に関する業務のコンサル	H22.9.17	東マ	売上の前倒し計上、架空売上の計上、ソフトウェアの架空計上
	興行チケットの販売	H22.11.24	JQ	貸倒引当金の過少計上
電気機器	AV機器メーカー	H22.6.21	東大1	減損損失の不計上、費用の過少計上、引当金の過少計上
機械	エレクトロニクス商品の製造販売	H22.10.6	東マ	架空売上の計上

(注) 上場市場…東マ(東証マザーズ)、JQ(旧ジャスダック)、大へ(旧大証ヘラクレス)、東2(東証2部)、東大1(東証、大証各1部)

1. 架空売上の事例

事例1-①の概要

- 1. 上場会社である情報通信業A社は、売上成長と株価上昇を過度に意識していたなか、複数の会社との間で、匿名組合出資等を通じた不正な資金循環取引を行うことにより、架空売上の計上、無形固定資産の過大計上等の不適正な会計処理を行った。**
- 2. 具体的には、A社は、実態と著しく乖離した価格で著作物利用許諾件を売り上げたり、架空のシステム構築等を請け負ったなどとして売上計上するとともに、匿名組合出資や貸付として社外流出させた資金を複数社循環させ、販売先や請け負先からA社へ売上回収金として還流させていた。**

事例1-②の概要

1. 上場会社である倉庫・運輸業A社は、貨物運送業務の委託先である委託事業主に貨物軽自動車を販売して売上を計上するとともに、その多くの場合、委託事業主は、A社が債務保証契約を締結している信販会社との間でオートローン組んでいた。
2. A社は、このような販売形態において様々な不適切な会計処理を行っていた。具体的には、①解約された売上債権に関し、債権が存在するかのような合意書を偽造したうえで長期未収入金勘定に振替え、売上の取消しを回避する、②相手先が所在不明となった債権に関し、返済方法に係る合意書を偽造して、本来行うべき貸倒処理を行わない、③合意書偽造による長期未収入金についても、委託事業主名で返済金相当額をA社に入金することにより、返済を偽装して、貸倒引当金の計上を回避する等した。

2. 売上の前倒しに係る事例

事例2-①の概要

- 1. 上場会社である建設業A社は、売上の計上基準として建物引渡完了基準を採用しているにもかかわらず、未完工で引渡未了の物件につき、工事が完了し建物引渡済であると仮装して売上の前倒し計上を行う等していた。**
- 2. 監査法人の物件視察にあたっては、当該売上の前倒し計上を行った物件について、あたかも引渡が完了し入居済であるかのように偽装したり、建物引取書を偽造するなどして虚偽の説明を行うことにより組織的な隠蔽工作を行っていた。**

事例2-②の概要

1. 上場会社である機械業A社は、決算期末以降に出荷・納品される予定の製品について、未確定な受注であるにもかかわらず、確定受注として決算期末までに出荷・納品がなされたものとして売上を前倒し計上した。
2. また、これを適正な売上高と見せかけるために原始証憑を含む一部の書類を偽造または改竄する等していた。

3. 工事進行基準の悪用に係る事例

事例3-①の概要

- 1. 上場会社である機械業A社では、長期大規模工事について工事進行基準により収益を認識していたが、当該基準が適用されるべき工事において、不適正な原価の圧縮や期末において原価として計上すべき費用の把握漏れにより、工事の総発生原価見通しを過少に見積もっていた。**
- 2. この結果、工事進捗率が上昇し売上高が過大に計上されていたほか、実際発生原価の過少計上、赤字工事に備える受注工事損失引当金等の過少計上により、利益が過大に計上された。**

事例3-②の概要

1. 上場会社である建設業A社の甲支店では、工事原価を市場価格よりも相当に低い単価で見積もり、それをもとに一定の粗利益率を確保するとした工事予算額を厳守させたため、①工事進行基準が適用される工事において、総工事原価が過少に見積もられることにより、工事進捗率が高くなり売上が過大に計上されたほか、赤字工事にもかかわらず黒字工事として工事損失引当金の計上を回避したり、②工事予算額を超過しそうな工事案件の工事原価を過少に計上し、計上しなかった工事原価を簿外で繰り延べ、翌期以降の別の工事案件に付け替えること等により、利益を過大に計上した。
2. また、工事進行基準が適用される工事において、実際発生原価を過大に計上することにより工事進捗率を嵩上げし、売上を過大計上した。

4. 売上原価の付替えに係る事例

事例4の概要

- 1. 上場会社である輸送用機器業A社は、製造原価（労務費、材料費等）の一部を、建設仮勘定及び仕掛品に配賦するなどして、費用を繰延べることにより一定の利益を確保していた。**
- 2. 具体的には、①海外子会社向けの売上高に対応する売上原価である金型等を、仕掛品に計上したまま振替処理を行なわないことによる、売上原価過少計上、②原価の一部を、根拠となる証憑の保存がないまま据付調整費という名目で建設仮勘定や仕掛品に計上していたことによる、売上原価の過少計上③実際に事業の用に供することを開始した国内生産用金型などを、建設仮勘定から固定資産に振替処理をしないことによる、減価償却費の過少計上、などを行った。**

3. さらに、実質子会社であったB社に対して不適正な金融支援を行っていたが、これにつき必要な引当処理を行っていなかった。

5. 架空資産の計上に係る事例

事例5の概要

- 1. 上場会社である情報通信業A社では、主要取引先であるX社からの売上債権の支払いが滞るようになったため、売掛金や貸付金等の債権を被担保債権としてX社の登録商標、売掛金、製品在庫に対する担保権を実行した。**
- 2. その実行によって回収できなかった売上債権について、本来であれば貸倒損失を計上すべきところ、X社の事業に係るノウハウ等を引き継いで実質的に事業譲受けが行われたとして、実際には事業譲受が行われていなかったにも関わらず、「のれん」を計上し、損失計上を回避した。**

6. 連結はずしの事例

事例6の概要

- 1. 上場会社である小売業A社は、特別目的会社を活用した不動産流動化スキームの終了に伴う匿名組合清算配当金が発生していないにもかかわらず、発生したとして利益を過大計上した。**
- 2. 具体的には、①甲社について、A社の緊密先である前会長がその議決権のすべてを保有するとともに、甲社の資金調達の大半について前会長が担保を提供し、さらに甲社の全ての業務をA社が行う等、A社が甲社の意思決定機関を支配しているにもかかわらず、出資者を当社とは無関係の第三者に装うことにより、甲社が子会社に該当しないこととし、②A社の本店ビル等に係る不動産流動化スキームにおいて、A社のリスク負担割合について、その子会社である甲社が負うリスクを加えた場合には売却処理ができなかったにもかかわらず**

らず、甲社は子会社ではないとして売却処理（オフバランス処理）を行うことにより、③本来流動化スキームは成立していないため、同スキームの終了に伴い匿名組合清算配当金が発生することはなくこれをA社の特別利益として計上できないにもかかわらず、匿名組合清算配当金が発生し、特別利益として計上できる場合に該当するとして、匿名組合清算配当金を特別利益として計上する等していた。

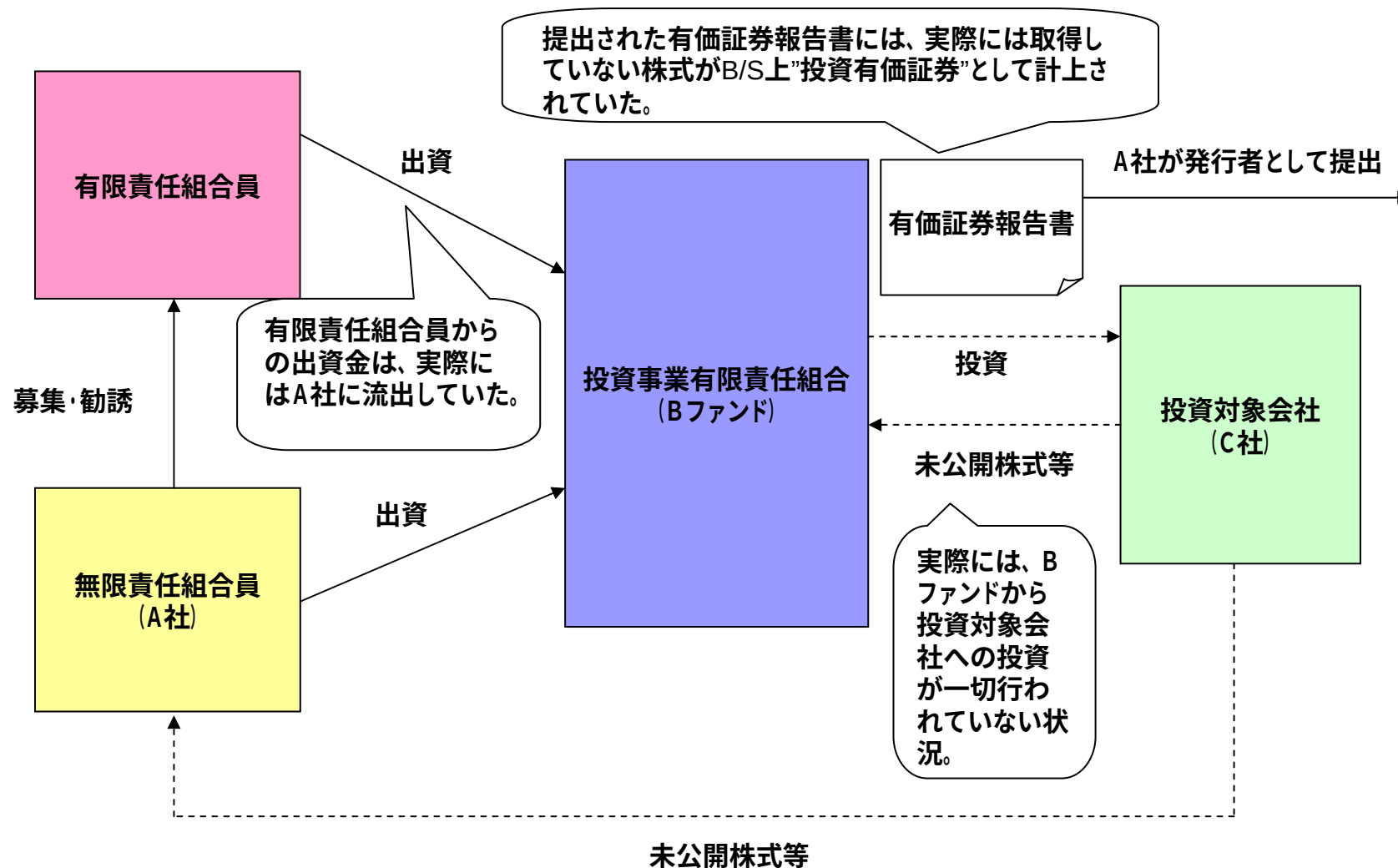
7. 集団投資スキーム

事例7の概要

- 1. 未公開株式ファンドの取得勧誘及び運用を主たる業務とするA社は、A社を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合（Bファンド）を設立し、当該組合持分の取得勧誘及び運用を行っており、受け入れた出資金について、投資先企業C社発行の株式及び新株予約権を投資対象として運用を行っている。**
- 2. このようなスキームにおいて、投資先企業C社はA社又はBファンドに対する新株予約権発行の手続をとっておらず、また、A社又はC社とBファンドとの間の当該新株予約権等に係る売買契約も全く行われておらず、Bファンドは投資先企業C社の株式及び新株予約権を全く取得していない。このような状況でA社は出資者から受け入れたBファンドに係る出資金を自己の固有財産と区分することなく、A社の運転資金等に流用していた。**

3. A社はBファンドに係る特定有価証券の発行者として当該組合の有価証券報告書を提出しているが、当該報告書においてBファンドが実際には取得していない投資先企業C社の未公開株式を貸借対照表に「投資有価証券」として記載していた。

事例7の概要図

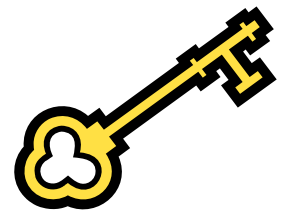


V. 虚偽記載 (粉飾) の未然防止に向けて

1. 粉飾の動機と手口

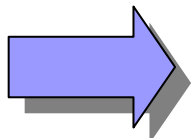
1-① 粉飾の動機と手口

- 必ず動機がある
- 動機で変わる粉飾方法



1-② 粉飾の動機 (上場企業のプレッシャー)

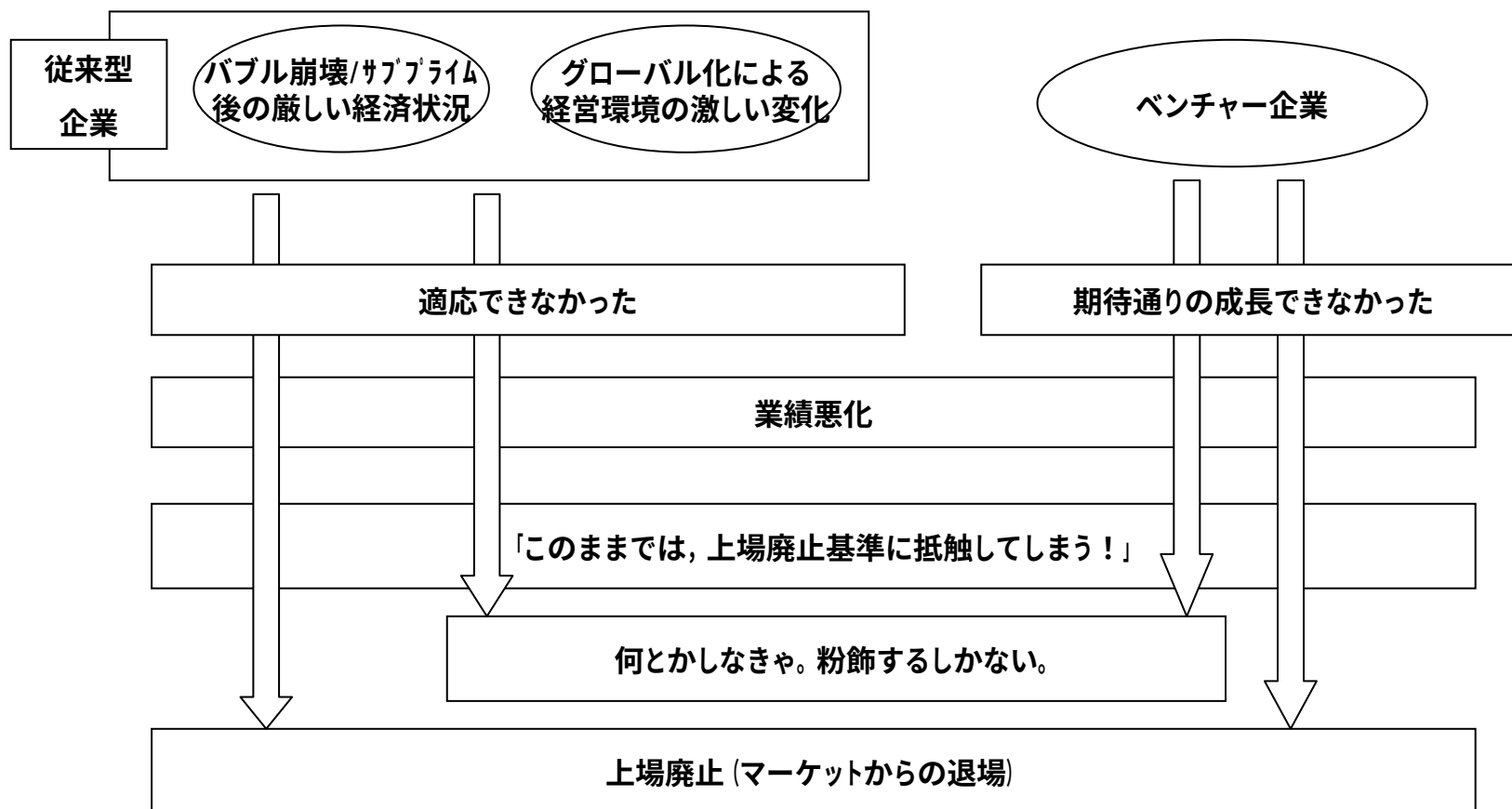
動機		粉飾の方法	粉飾しやすい会社
会社存続 (株価の維持も含まれる)	金融機関からの融資を取り付けたい	銀行に提出した経営計画に沿うように売上や利益を過大計上	業績不振が続いている会社
	社債発行のための格付けを維持したい	前年並みの業績になるように売上や利益を過大計上	業績不振が続いている会社
	公共工事受注のためにランク付けを維持したい	前年並みの業績になるように売上や利益を過大計上	ゼネコン
	GC注記をはずしたい	利益の過大計上, キャッシュ・フローの過大計上	不正ファイナンスを実施したような会社
	上場廃止基準に抵触しそう	上場廃止基準をクリアすべく, 純資産を過大計上	債務超過目前の会社
信用を維持したい	配当を維持したい	配当可能利益捻出の為, 利益を過大計上	長い間安定した業績を保ってきた会社
	業績が下降していることを隠したい	前年並みの業績になるように売上や利益を過大計上	長い間安定した業績を保ってきた会社
株価を上げなければ	会社が成長しているように見せかけたい	右肩上がりの売上になるように売上を過大計上	ベンチャー企業
	新規事業が成功しているようにみせかけたい	新規事業に関する業績が順調に推移しているように見せるべく, 新規事業売上を架空売上	本業が衰退傾向にある会社, 仕手筋が介入している会社
なんとしても株式公開したい	上場基準をクリアしたい	上場基準をクリアすべく, 売上, 利益, 純資産を過大計上	ベンチャー企業, 公開準備会社



何のために粉飾をしたのか??

1-③ 最近の傾向

上場廃止基準に抵触する企業の増加



不適正な会計処理の告発事例

- 株式会社エフオーアイに係る虚偽有価証券届出書提出事件 (H22.10.6 告発)

[告発の対象となった犯則事実]

犯則嫌疑法人株式会社エフオーアイはその発行する株券を東京証券取引所マザーズに上場していたもの、犯則嫌疑者Aは同社の代表取締役社長として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Bは同社の代表取締役専務として同社の経理業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Cは同社の取締役として同社の営業部門の長を務めていたものであるが、犯則嫌疑者3名は、共謀の上、同社の業務に関し、上記マザーズ上場に伴う株式の募集及び売出しを実施するに際し、平成21年3月期連結会計年度につき、平成21年10月16日、関東財務局長に対し、売上高が約3億1,956万円であったにも関わらず、架空売上高を計上する方法により売上高を118億5,596万円と記載した連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出したものである。

不適正な会計処理の告発事例 (つづき)

■ 株式会社エフオーアイによる新規上場時の偽計公募増資事件 (H22.10.26告発)

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Aは犯則嫌疑法人株式会社エフオーアイの代表取締役社長として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Bは同社の代表取締役専務として同社の経理業務全般を統括していたものであるが、

犯則嫌疑者両名は、共謀の上、同社の業務に関し、同社株券を平成21年11月20日に東京証券取引所マザーズに上場させるに当たり、犯則嫌疑法人の業績を過大に偽るなどした上で、株券の募集により多額の資金を調達しようとして、

真実は、同社の平成21年3月期連結会計年度における同社企業集団の売上高は約3億1,956万円であり、また、平成22年3月期第1四半期及び第2四半期連結累計期間における同社企業集団の売上高は、それぞれ約73万円及び約465万円であったにもかかわらず、その情を秘し、あたかも業績好調な会社であるかのように装い、

平成21年10月16日、東京証券取引所内記者クラブに設置された投函ボックスに、「募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ」と題する文書とともに、犯則嫌疑法人の平成22年3月期第2四半期連結累計期間における同社企業集団の売上高は48億9,300万円の見込みであるなどと虚偽の内容を記載した「平成22年3月期（通期）及び平成22年3月期第2四半期累計期間の業績見通しについて」と題する文書を投函して虚偽の事実を公表し、（次頁につづく）

不適正な会計処理の告発事例 (つづき)

■ 株式会社エフオーアイによる新規上場時の偽計公募増資事件 (つづき)

(前頁よりつづく)

平成21年10月29日、X証券会社において、同社株券の買取引受を予定していた証券会社担当者らに対し、犯則嫌疑法人の企業集団の業績に関し、「平成21年3月期連結会計年度における売上高は、11,855百万円(前年同期比124.8%)。売上高が増加した要因は、絶縁膜エッチング装置及びアッシング装置の販売が、台湾及び中国顧客の新設及び既設ライン向けで増加したため」「平成22年3月期第1四半期連結累計期間の売上高24億3,073万6,000円」などと虚偽の内容を記載した目論見書を配布するなどし、

平成21年11月11日、犯則嫌疑法人本社事務所において、上記X他の引受証券会社との間で株式引受契約を締結するに際し、上記のとおり虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、

同月12日から17日までの間、引受証券会社をして、多数の一般投資家にこれら虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどして犯則嫌疑法人が新たに発行する株券の取得の申込みを勧誘させ、もって有価証券の募集のために偽計を用いたものである。

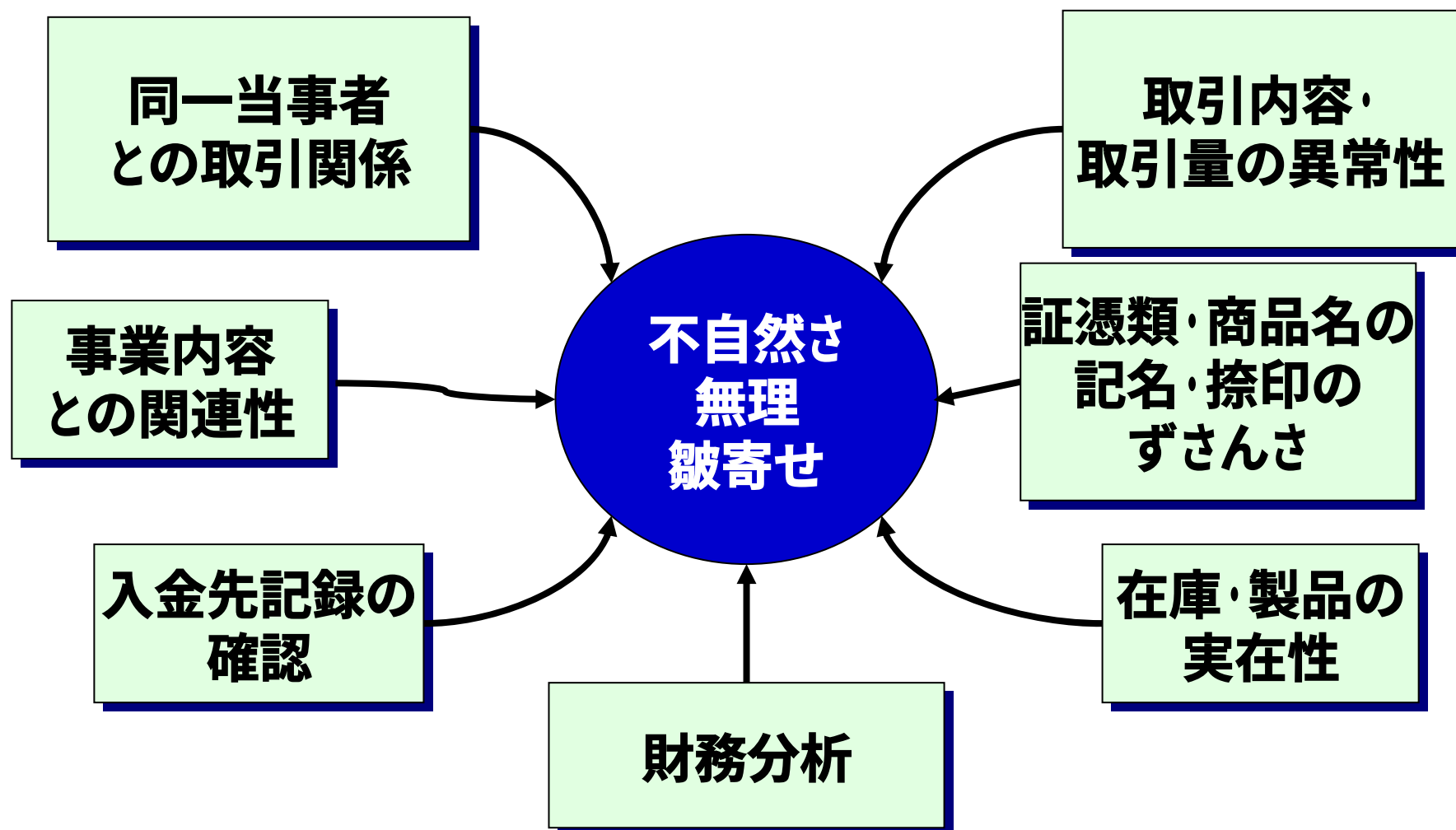
不適正な会計処理の告発事例 (つづき)

■ ポイント

- 新規上場 (IPO) 時の粉飾を伴う公募増資
 - 上場企業に「有価証券届出書の虚偽記載」に加えて、「株式の募集のための偽計」(金商法158条)を適用した初ケース
 - ※ 「併合罪」(刑法45条)により刑事罰が加重され、懲役については「15年以下」、罰金については「2000万円以下」となる。
- 年間売上高の97%以上が架空
 - 様々な書類を偽造
- ロックアップ期間明け (H21年11月の上場から180日目) 直前に強制調査に着手
 - 一般投資家への更なる被害の拡大を最小限に
 - ※ 同社はその後、上場廃止・破産手続きへ

2. 未然防止への視点

2-① 不正な取引＝実需に基づかない取引



財務分析的観点からの異常性

財務指標等による分析により不正会計を把握することは難しいことが多いと思われるが、下記に留意することが考えられる

- **売上利益率の急激な増減の有無**
- **売掛金・棚卸資産の回転期間の長期化**
- **資金繰りの圧迫、営業キャッシュフローの継続的な赤字（勘定合って銭足らず）**

2-② 公認会計士・監査法人への期待

不公正ファイナンスの防止もあるが・・・

(資金調達にかかる内部統制

資金・資産の流用のための不正 等々)

「箱企業」への転落防止

業績不振を糊塗するための粉飾が第一歩

2-③ 第三者委員会と開示検査

- **第三者委員会・外部調査委員会等の調査報告書等を検証し、効率的な開示検査に活用
事実関係の究明はなされているか？
網羅性は確保されているか？**
- **調査の手法・質はまちまち**

第三者委員会ガイドライン

- 「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」
(2010年7月15日日本弁護士連合会)
 - 1. 不祥事に関連する事実の調査、認定、評価についての指針
 - 調査スコープ等に関する指針
 - 事実認定に関する指針
 - 評価、原因分析に関する指針
 - 2. 説明責任についての指針 (調査報告書の開示に関する指針)
 - 3. 提言についての指針
 - 4. 第三者委員会の中立性、独立性についての指針
 - 5. 公的機関とのコミュニケーションに関する指針
 - 6. 企業等の協力についての指針

第三者委員会と公認会計士・監査法人

- **「上場管理業務－虚偽記載審査の解説－」**
(2010年8月東京証券取引所自主規制法人上場管理部)
- **調査委員会メンバーとして**
- **調査報告のユーザーとして**

2-④ 事前予防の重要性

- 事後的調査・摘発のコスト：当局にとってのコスト、企業、従業員にとっても経済的、評判上ダメージ
- 事前予防の効率性
- 関係者の啓蒙、意識の向上：市場規律の強化
 - ・ 上場企業への働きかけ
 - ・ 関係団体への情報発信、問題意識共有
 - ・ 課徴金事例集の公表等

(参考) 課徴金事例集の公表

- 証券監視委は、課徴金納付命令勧告を行った事案の概要に、市場参加者が違反行為を起こさないよう参考となる内容を加えたものを課徴金事例集として取りまとめ、公表している。
- 本事例集が活用されることにより、市場監視行政の透明性の向上と市場参加者の自主的規律の促進が図られ、証券市場における取引の公正や適正開示の実現に資するものと期待。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20100702-1.htm

2-⑤ 証券監視委の開示検査のスタンス

—証券監視委の取組方針 (平成23年1月18日公表) より—

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110118-1.pdf

3. 重点施策

(3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な 検査・調査の実施

■正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に供給されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。

■上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に供給できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。

■株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て (金商法第192条) の活用も含め、適切に対応していきます。

情報提供は
<http://www.fsa.go.jp/sesc/watch>
tel: 03-3581-9909